

# 納税通知書（市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の変更通知書）の見方

446-8501  
愛知県安城市桜町18番23号

安城 太郎 様

あなたの市民税・県民税、森林環境税を  
本書のとおり変更しましたので通知します。  
令和8年3月1日  
安城市長

なお、この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。  
なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

お問合せ先 課税について⇒市民税課市民税係(0566)71-2214(直通)  
納税について⇒安城市収納コールセンター(0566)71-2288(直通)

## 1 令和〇年度 市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の変更通知書 (単位:円)

▼賦課課税期日時点氏名・住所  
安城 太郎

愛知県安城市桜町18番23号

下記のとおりに変更しましたので通知いたします。  
更正により

通知書番号 999888777

年税額	給与特徴税額	年金特徴税額	差引普通徴収税額
変更前 107,300	107,300		
変更後 80,800	80,800		

納期限	差引

徴収月	年金より特別徴収される額	徴収月	年金より特別徴収される額	公的年金の種類	支払者の名称	支払者の法人番号

月	6月期	7月期	8月期	9月期	10月期	11月期
変更前	9,400	8,900	8,900	8,900	8,900	8,900
変更後	9,400	8,900	8,900	8,900	8,900	8,900
徴収月	12月期	1月期	2月期	3月期	4月期	5月期
変更前	8,900	8,900	8,900	8,900	8,900	8,900
変更後	8,900	8,900	8,900	200	0	0

## 令和〇年度 市民税・県民税・森林環境税課税明細書 (単位:円)

▼所得金額等		▼所得控除額		▼算出税額		▼本人該当区分																																	
所得の内訳を記載しています。(所得の種類分表示)		所得控除の種類を記載しています。(控除の種類分表示)		市民税 県民税		<table border="1"> <tr> <td>控配</td><td>老配</td><td>特配</td><td>同老</td><td>老未</td><td>16歳</td><td>その</td><td>同障</td><td>特障</td><td>他障</td><td>特親</td><td>未成年</td><td>特障</td><td>他障</td><td>寡婦</td><td>学生</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>		控配	老配	特配	同老	老未	16歳	その	同障	特障	他障	特親	未成年	特障	他障	寡婦	学生																
控配	老配	特配	同老	老未	16歳	その	同障	特障	他障	特親	未成年	特障	他障	寡婦	学生																								
総所得金額等	2,756,800	控除合計	1,907,477	税額控除前所得割	50,940	調整控除	5,700	3,800	所得割額	45,200	均等割額	3,500	2,000																										
▼課税標準額	総所得 849,000	*以下余白*		**森林環境税額**		*****		減免額・免除額	0	年税額(住民税及び森林環境税の額)	80,800	給与・公的年金等からの特別徴収税額	80,800	差引普通徴収税額(本年度納めていただく額)	0																								
				控除不足額(うち還付額)		0																																	

▼親族・特親該当区分		▼本人該当区分					
控配	老配	特配	同老	控配	老配	特配	同老

▼算出税額		市民税		県民税	
税額控除前所得割	50,940		33,960		
調整控除	5,700		3,800		
所得割額	45,200		30,100		
均等割額	3,500		2,000		

給与・公的年金等からの特別徴収税額	80,800
差引普通徴収税額(本年度納めていただく額)	0
控除不足額(うち還付額)	0

① 課税変更のあった年度が表記されています。  
※令和5年度以前分については、森林環境税を含みません。

② 今回の課税変更があった理由を記載しています。

③ それぞれの徴収方法についての変更前と変更後の金額を記載しています。  
年税額：当該年度の1年間の税額です。  
給与特徴税額：給与から引き落とされる税額です。そのため、納付書の同封はありません。  
年金特徴税額：受給する年金から引き落とされる税額です。そのため、納付書の同封はありません。  
差引普通徴収税額：納付書または口座振替により納付する税額です。ただし、充当等がある場合は、実際に納める税額と異なる場合があります。

④ 当該年度において、差引普通徴収税額があった方について、各期別の納付金額と納期限を記載しています。

⑤ 当該年度において、年金特別徴収税額があった方について、受給する年金から引き落とされた税額と徴収月を記載しています。

⑥ 当該年度において、給与から引き落とされる税額を月毎に記載しています。  
また、月毎の税額については、変更前税額に既に給与から引き落とされた税額を、変更後税額に今回の変更で新たに決定した税額を記載しています。  
変更前税額と変更後税額で納めすぎた税額がある方には、還付手続きのご案内が届きます。  
下記の場合、変更前と変更後に差額があるので、3月期8,700円、4月期及び5月期はそれぞれ、8,900円が還付等の対象となります。

徴収月	3月期	4月期	5月期
変更前	8,900	8,900	8,900
変更後	200	0	0

⑦ 扶養親族や障害等の該当有無、人数等を記載しています。

⑧ 税額控除の種類分、税額控除を記載しています(寄附金税額控除や住宅借入金等特別税額控除等)。

⑨ 給与・公的年金等からの特別徴収税額：③に記載の給与特徴税額と年金特徴税額の合計額  
差引普通徴収税額(本年度納めていただく額)：③に記載の差引普通徴収税額